第4節 要援護高齢者・障害者等への配慮

本町は、災害時要援護者に関する防災対策は、本町におけるまちづくりや福祉計画とも深く関連があることに留意し、総合的な取り組みを行う。

第1 災害時要援護者の位置づけ

災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、 高齢者(独居、寝たきり等)、妊産婦、外国人や旅行者が含まれる。これらの人 は災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な行動をとることが困難 になることも予想され、災害の犠牲になりやすい。

高齢化の進展や外国人の増加等から、地域において被害を受けやすく配慮を要する人が増加していることを十分認識し、対策を行う。

第2 災害時要援護者に関する防災対策

本町は、災害時要援護者を安全に避難誘導するためには、平常時からこれらの人々の把握に努めるとともに、避難生活における対応方法を定めておく。

- 1 平常時の準備及び広報
- (1)地域内の災害時要援護者の把握については、プライバシーの配慮に努める。
- (2)災害時に備え、平常時より地域コミュニティーを育成し、コミュニティー内での災害時要援護者への支援を図る体制を確立する。
- (3) プライバシーには十分配慮しながら、災害時支援者リスト等の作成に努める。
- (4) 自主防災組織において、災害時要援護者のための支援体制を確立する。
- (5)防災意識と避難情報の提供を徹底する。
- (6)避難情報提供手段を確立し、災害時要援護者に対する次のような防災用具などの整備に努める。
 - ・緊急通報装置、自動消火器、誘導標識、防災マップ、ファクシミリ網の整備
- (7)避難訓練の際には、災害時要援護者の参加を呼びかける。
 - また、避難誘導訓練において、実際に障害者救出等の訓練を実施する。
- (8)町内の福祉施設については、地震に備えて建物の耐震構造化の推進を図る。